

京丹波町ケーブルテレビ施設管理事業
京丹波町情報センター非常用発電機設置工事

特記仕様書

平成23年11月

京都府船井郡京丹波町

特記仕様書

1. 適用範囲

1) 本仕様書は、京丹波町ケーブルテレビ施設管理事業 京丹波町情報センター非常用発電機設置工事に適用する。

なお、この仕様書で指示していないものについては、「土木工事共通仕様書(案)、土木請負工事必携、土木工事施工管理基準」(平成16年2月 京都府)によるものとする。

2) 本仕様書に明記されていない事項であっても工事遂行上当然必要な事項は監督職員の指示にしたがい、請負人の負担により施工しなければならない。

2. 一般的事項

1) 工事の施工に当っては、諸法令を遵守するとともに関係機関に対し詳細な施工計画をもって請負業者が協議し、調整を図るものとする。

2) 本工事の施工に当っては、請負契約書第10条に基づく現場代理人は、主任技術者又は監理技術者と同様、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者を選任しなければならない。

3) 請負者は、京都府土木請負工事必携・共通仕様書(平成16年2月)1-1-16(施工体制台帳)の規定によるほか、これ以外の工事であっても、必要に応じて監督職員の指示により、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳及び施工体系図を作成し、工事現場に備えるとともに、監督職員に提出しなければならない。

4) 請負者は、工事施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

また、安全・訓練等の実施状況を記録し、検査時に提出しなければならない。

5) 工事による停電・振動・騒音等により、周辺家屋等へ影響がないよう十分注意し施工しなければならない。

6) 請負者は、産業廃棄物管理表(マニフェスト)制度を使用し適正な処理を行うとともに、完成検査時にこれらを提示し確認を受けなければならない。また、産業廃棄物の処理を委託する場合は、運搬と処分についてそれぞれの許可業者と処理委託料を記載した「処理委託契約書」により委託契約を行うこと。

7) 請負者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に標示板を設置しなければならない。

標示板は、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」に準じて作成するものとする。

記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容:非常用発電設備を新設します。

工事種別:非常用発電機設置工事

3. 工事仕様

1) 新設設備概要:

【発電機設備仕様】

即時長時間形(PG200QY-ROS 相当品)

冷却方式 ラジエータ冷却式

周波数 60HZ

定格出力 発電機:200KVA エンジン:189.8KW

電圧 220V 回路方式 3相3線式 力率 0.8(遅れ)

(発電機)

形式 CFC 形(円筒回転界磁形),自己通風方式, F 種絶縁

保護方式 開放保護形 励磁方式 ブラシレス励磁式

極数 4極 回転数 1800/min

(エンジン)

形名 6D24T

形式 4 サイクル,水冷,直列

燃焼室方式 直接噴射式

始動方式 セルモータ始動式

燃料種別 軽油 タンク容量 190L(搭載)

燃料消費量 46.5L/h

| | | |
|---------|---|------------------------------|
| バッテリー容量 | HSE-150 (DC24V - 150Ah) | |
| 充電方式 | 自動充電方式 | |
| 用途 | 非常用予備電源(消防認定品) | |
| 規格 | JIS、JEC、JEM、電気設備技術基準、消防法 | |
| 設置場所 | 屋外定置式 | |
| 使用条件 | 周囲温度: -5~40℃ | 湿度: 相対湿度 80%まで |
| | 高度:最高 300mまで | ※設置場所標高:180m |
| 運転方式 | シーケンス制御による全自動運転方式 盤面スイッチによる手動運転方式併用,定期保守運転付 フライミングポンプ付き | |
| 始動時間 | 停電より負荷投入まで10秒以内 | |
| 発電機盤形式 | 閉鎖形(搭載) | |
| 発電機盤構成 | 自動始動装置,保護装置,励磁装置,主回路開閉器 計測装置,表示灯(ランプテスト付),自動充電器 | |
| 騒音 | 排気出口 1mにおいて | 約85dB (A)・機側 1mにおいて約85dB (A) |

【スコットランス盤仕様】

屋外自立型 鋼板製 回路は別紙、単線接続図(改修後)の通り
数量 1面

【自動切替盤仕様】

屋内壁掛型 鋼板製 回路は別紙、単線接続図(改修後)の通り
数量 100V 自動切替盤 (2面) 200V 自動切替盤 (1面)

3) 設置場所: 京都府船井郡京丹波町 京丹波町情報センター

4) 条件

- ・既設分電盤には重要な放送設備や情報通信設備の電源が接続されています。電源切替え作業については放送設備や情報通信設備の運用に支障が無いよう事前に監督職員と協議し作業日、作業時間を協議し綿密な計画を行うこと。
- ・既設負荷ケーブルを切り離す際は現場を詳しく調査し重要設備の停止が無きよう十分考慮し実施のこと。

- ・自動切替盤(新設)に負荷ケーブルを接続完了の際には監督職員の立会いのもと停復電試験を実施すること。

又、工事期間中は何時でも重要な放送設備や情報通信設備の電源が供給できるよう商用電源及び発電機電源系統を監督職員と協議すること。

- ・発電機停復電試験はメーカー又はメーカーに準じる業者であること。
- ・発電機の必要発電容量を計算し、発電機設備を選定を行い根拠を提示すること。
- ・設置に伴う必要な届け出、申請手続き一切を行うこと。
- ・実施設計、施工図面、実施行程表等は、工事に着手する14日前に監督職員に提出し、承認を得ること。
- ・発電機設置完了時には必ず機器単体試験を実施し、負荷切替えを行なう際は監督員にその作業の承諾を得て作業のこと。
- ・設備設置に伴い仮設電源の必要が生じる場合は、適切に措置すること。

4. 施工条件事項

- 1) 作業時間：原則として平日の午前8時30分から午後5時までとする。
土日の作業については、事前に監督職員の承諾を受けること。
- 2) 切替計画：負荷ケーブル切替えについては、ケーブル経路を検討し放送業務に支障が生じないように計画すること。
- 3) 施行計画：各工程に先立ち施行計画を作成し、監督職員の承諾を得ること。停電・振動・騒音等を伴う作業を行う場合は、事前に監督職員と協議し、許可を得てから行うこと。

5. 性能試験

性能試験は、発電設備が正常運転に入り、安定し、かつ構成機器の性能が完全であることを確認した後、監督職員立ち会いの上実施する。

6. その他

1) 必要に応じて京丹波町が開催する、工程連絡会議に現場代理人、又は主任技術者が出席するものとする。

2) 法定福利分の現場従業員及び現場労務者に関する労災保険成立証明書を提出するものとする。

3) 工事に伴う苦情や損傷に対しては、請負業者が責任を持って対応し、さらに措置するものとする。その内容については、監督職員に速やかに報告すること。

4) 設計図書及び仕様書、施工概要に記載された事項、仕様、機能は、請負額の範囲内において全て満たすものとし、必要な機材・部材が設計書、数量表等に記載のない場合についても、請負額の範囲内で対応するものとする。

なお、本仕様書に取り決めのないこと、あるいは疑義を生じた場合は、当該工程に着手する前に遅滞なく担当者と協議し、指示を仰ぐこと。